

基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

【基本的方向】


- ① 「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。
- ② 障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。
- ③ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切に一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。
- ④ 関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。
- ⑤ 私立学校における障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりの支援に努めます。

【主な取組み】

基本的方向	具体的取組名（事業名）	実施内容
①	府立支援学校の教育環境の整備 ＜参考資料 P181＞	平成28年4月に大阪市立特別支援学校を大阪府に移管したことに伴い、同年度に実施した府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計の結果を踏まえ、「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を策定した。
	自立支援推進校、共生推進校の充実 (知的障がいのある生徒の教育環境整備事業) ＜参考資料 P182～P183＞	平成29年3月に公表した知的障がいのある生徒が高校で学ぶ、知的障がい生徒自立支援コースを設置する自立支援推進校と、共生推進教室を設置する共生推進校での取組みの成果等を踏まえ、平成30年度入学者選抜において府立高校3校の知的障がい生徒自立支援コースの募集人員を増やした。
②	職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の計画的な整備と就労支援体制の構築 (教育課程改善事業) ＜参考資料 P183～P184＞	知的障がい支援学校2校(生野支援学校、東淀川支援学校)をモデル校とし、授業改善アドバイザーを配置し、教育課程の見直しを図り、早期からの職業教育・キャリア教育を基軸とする教育課程の再編に取り組んだ。また、教育課程全体を通じた就労支援の充実、就労意欲の向上に取り組んだ。 授業改善アドバイザーや外部人材による職業教育に関する研修を行った。

基本的方向	具体的取組名（事業名）	実施内容
③	府立支援学校におけるセンター的機能等の発揮 （支援教育地域支援整備事業）＜参考資料 P189～P190＞ （特別支援学校教員免許法認定講習事業） ＜参考資料 P188＞ （高等学校支援教育力充実事業） ＜参考資料 P183＞	地域の小・中学校等で学ぶ障がいのある子どもへの支援の充実に向け、府立支援学校の地域支援体制の整備を進めるとともに、リーディングスタッフを配置し、小・中学校等へ訪問相談や来校相談等を行った。 教員の特別支援学校教諭二種免許状取得を目的に、免許法認定講習を実施するとともに、平成29年度も引き続き、大阪大谷大学の協力のもと、国事業を活用して府立支援学校教員を対象とした第2認定講習（3科目のべ789名が単位を修得）を実施した。これまでの認定講習と合わせて1年間で必要単位数の取得を可能とした。 府立高校と府内の私立高校については、支援教育サポート校（自立支援推進校から4校を指定）が府立支援学校と協力し、高校への訪問相談や教員向けの支援教育に関する研修を行うなどの支援を行った。
④	「個別の教育支援計画」の作成と活用促進 ＜参考資料 P191～P192＞	障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や配慮、一貫した支援の充実に向け、「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進を図った。また、私立幼稚園教諭等を対象に、「個別の教育支援計画」の基礎・基本となる内容や作成の考え方等について研修を実施した。
	通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒等への支援 （通常の学級における発達障がい等支援事業（注）） ＜参考資料 P193＞ （特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業） ＜参考資料 P193＞ （障がいのある生徒等の高校生活支援事業） ＜参考資料 P194＞	幼稚園及び小・中学校において、発達障がいのある子どもを含めたすべての子どもにとって、「わかる・できる」授業づくり・学級集団づくりに係る研究成果の取りまとめ（平成27年度）を普及させるため、平成29年度も引き続き研修を行った。 また、府内3市の各指定校に大学教授を学校経営スーパーバイザーとして15回派遣し、子どもの実態把握や集団づくりに関して指導・助言するとともに、支援教育の視点を踏まえた効果的な学校経営の在り方について、公私立小・中学校等の教職員を対象に講演会を開催（参加者377名）した。 高校においては、全ての府立高校にエキスパート支援員としてスクールカウンセラーを配置した。また、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行うため、要望があった学校に学習支援員及び介助員を配置した。【基本方針2（2）基本的方向②の一部再掲】

（注）平成26年度末事業終了。

基本的方向	具体的取組名（事業名）	実施内容
⑤	私立幼稚園・認定こども園（以下「私立幼稚園等」という） における支援教育の充実に向けた取組みの支援 （私立幼稚園等教諭を対象とする研修機会の拡大）  <参考資料 P194> （私立幼稚園等の特別支援教育助成事業） <参考資料 P194>	私立幼稚園等教諭が受講できる研修機会を拡大するとともに、府教育センターや支援学校主催の研修会に関する情報を私立幼稚園等に提供した。また、私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児を受け入れ特別な配慮を行っている私立幼稚園等に助成を行った。
	障がいのある生徒の高校生活支援 （障がいのある生徒等の高校生活支援事業） <参考資料 P194>	障がいのある生徒が安心して通える学校づくりを支援するため、介助員や学習支援員を配置する私立学校2校を支援した。

【指標の点検結果】

指標	目標値 (H29年度)	H24年度実績値 (計画策定時)	H29年度実績値	点検結果
○指標 21 知的障がい支援学校高等部 卒業生の就職率	35%をめぐす	26.2%	29.0% [H28年度実績 26.2%]	△ 平成29年度実績は、計画策定時の実績値を2.8ポイント上回ったが、目標には達しなかった。
○指標 22 府立支援学校高等部卒業生 の就職希望者の就職率	100%をめぐす	95.9%	91.8% [H28年度実績 91.6%]	△ 平成29年度実績は、計画策定時の実績を4.1ポイント下回り、目標には達しなかった。
○指標 23 小・中学校の通常の学級に 在籍する障がいのある 児童・生徒に対する 「個別の教育支援計画」の 作成に取り組む学校の割合	100%をめぐす	69.8%	100% [H28年度実績 96.5%]	○ 平成29年度実績は100%で、目標に達した。

【自己評価】

【基本的方向①】「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。

- 平成 30 年 3 月に「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を策定した。今後、基本方針に基づき、順次取組みを進めていく。
- 自立支援コース及び共生推進教室のこれまでの成果等を取りまとめた「知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の取組みの充実に向けて」を踏まえ、平成 30 年度入学者選抜において自立支援コースの募集人員を増やした。今後は、新たな共生推進教室の設置についても検討を進める。
- 乗車時間短縮に向けて通学バスの増車等を行ったことにより、乗車時間が 60 分を超える児童生徒の割合は、平成 28 年度より 0.5 ポイント減少し、3.9%となった。しかし、個別の状況等に配慮したコース設定をしている学校もあったため、目標には達しなかった。今後も、乗車する児童生徒の増加及び長時間乗車の課題に対応するための通学バスの効率的なコース編成等を検討していくことが必要である。

【基本的方向②】障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。

- 平成 29 年度から「教育課程改善事業」により、生野支援学校、東淀川支援学校をモデル校として、早期からの職業教育・キャリア教育を基軸とした教育課程の再編を行うため、授業改善アドバイザーを配置し、働くことの意義や必要性等の指導、啓発に取り組んだ。併せて、職業学科を設置する、知的障がい高等支援学校を拠点とした各地域での就労支援のノウハウを共有するとともに、大阪市から移管した知的障がい支援学校高等部への職業コースの設置及び充実を図ることで就職率の一層の向上を図った。その結果、平成 29 年度の知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率は 29.0% と上昇（平成 28 年度 26.2%）した。
- しかし、就職率及び就職希望率が目標値に達しなかったことは、各学校における特色ある職業コースの学習内容の設定や、早期からのキャリア教育の取組みが徹底されていないことも一因と考える。
- 今後、就職率向上のため、その前段階となる就職希望率の向上させるため、キャリア教育の充実に努めるとともに、更なる職場実習先の開拓をすすめ、ジョブマッチング効果をあげる取組みを強化していく。

【基本的方向③】「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切にしたい一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。

- ・平成 28 年3月に作成したリーフレット「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」等を通じて市町村教育委員会への指導・助言を行うとともに、学校訪問及び実践事例報告会での周知などに取り組んだ結果、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合が100%となった。新学習指導要領の内容を踏まえ、今後は通級による指導を受ける児童生徒全員の「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用に向けて取組みを進める。
- ・特別支援学校教諭免許状保有率を向上させるため、夏季休業中に行う認定講習に加えて、平成 29 年度も、大阪大谷大学の協力のもと国事業を活用して第2認定講習を実施した。（3科目延べ789名が単位を修得。）これにより受講機会が増え、1年間で必要単位数の取得が可能となった。府立支援学校教諭等免許状保有率は、上昇しているものの、依然として全国平均より10ポイント以上低く、今後とも、免許状未保有者への認定講習受講の促進など、免許状保有率向上に粘り強い取組みを進める。
- ・また、教員採用選考においても、特別支援学校の「幼稚部・小学部共通」、「小学部」については特別支援学校教諭免許状の所有（取得見込みを含む。）を受験の要件とするとともに、「中学部」、「高等部」についても採用時に同免許状を所有していない場合には、採用後3年以内に取得することを受験案内に明記することにより、同免許状を所有する教員の確保に努める。

【基本的方向④】関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。

- ・小・中学校においては、「通常の学級における発達障がい等支援事業」（平成25～27年度）における成果を普及するため、毎年度研修でとりまとめた資料の活用、普及を実施してきたところ、互いを認め合う集団づくりや、授業に集中しやすくなる教育環境の整備、子どもたちが学習の見通しが持てるような授業づくりが進んだ。今後もさらなる支援の充実をめざし、研修等を実施していく。
- ・さらに、平成29年度より、発達障がい等支援を必要とする児童生徒に対する支援体制の充実を図るため、必要なノウハウや効果的な学校運営の在り方について研究を行うため、府内3市の各指定校に大学教授を学校経営スーパーバイザーとして派遣して指導助言を行った。今年度も引き続き同じ指定校で支援教育の視点を踏まえた学校経営の在り方について研究を深めるとともに、その研究成果をシンポジウム等において府内に広く発信する。高校においては、高校生活支援カードを活用して生徒の状況や保護者のニーズを把握し、高校卒業後の社会自立に向けて学校生活を送ることができるよう適切な指導・支援の充実につなげた。また、発達障がいのある生徒の進路研修会を開催した。こうした取組みにより教員の発達障がいに対する理解が進んだ。今後とも研修等を通じて成果の共有・発信に取り組む。

【基本的方向⑤】 私立学校における障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりの支援に努めます。

- 私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園等教諭が受講できる研修機会の拡大や、障がいのある幼児を受け入れ、特別な配慮を行っている私立幼稚園等に対する助成、介助員や学習支援員を配置する私立高校への助成など、障がいのある子どもが安心して通える学校づくりへの支援を行った結果、幼稚園の特別支援教育費補助金の対象園児はH24年度609人からH29年度は1,128人に増加した。

【評価審議会における審議結果】

【基本的方向①について】

- 府立支援学校の教育環境の整備について、様々な学びの場のバリエーションを増やすことは、良いことだと思うので、これまでから大阪が取り組んできている、障がいのある子どももない子ども、ともに学んでいく機会を増やしてほしい。
- 平成25年の障害者総合支援法や児童福祉法の改正により、難病等が新たに障がい児・者の対象となったが、現場の教員の理解がまだ十分でない面があるように感じる。様々な支援が必要な子どもが増えている中、難病等の子どもに対する対応も進めていただきたい。

【基本的方向②について】

- 「知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率（指標21）」について、就職率向上に向けては、子どもへのアプローチだけでなく保護者の意識にも働きかけるような取組みを進める必要があるのではないかと。一方で、知的障がいの子どもの増加する中、障がいの程度や生活背景も多様化しており、子どもの将来の社会参加に関する保護者のニーズも様々であることを踏まえると、就職率だけを指標とするのではなく、就職に限らず、知的障がいのある子どもへの支援をもう少し広く考えることも必要である。

【基本的方向③について】

- 『『個別の教育支援計画』の作成に取り組む学校の割合（指標23）』について、100%を達成したことは非常に評価できる。今後は、作成して終わりということではなくてどのように活用するのかが重要であり、学校内でどのように情報共有していくか、活用するための研究・工夫が今後さらに求められる。

【基本的方向④について】

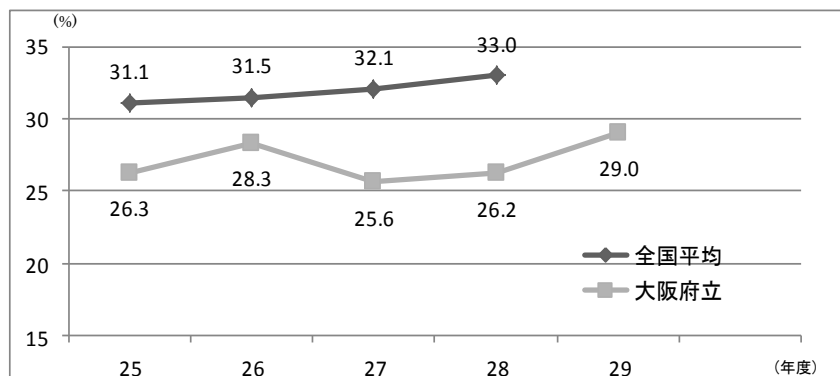
- 障がいのある生徒の高校への進学については、今後ますます、エキスパート支援員や学習支援員のニーズが高まっていくと思うので、予算等の制約はあるが、計画的に増員を図っていくべき。

【基本的方向⑤について】

- 私立学校は、幼稚園も含めて、研修の機会に限られるので、公私と一緒に研修を受ける機会が増えるのは良いこと。特に幼稚園の教員は、研修の機会が私立の高校よりもはるかに少ないと思うので、積極的に教育センターの研修が受けられるよう取組みを進めていただきたい。

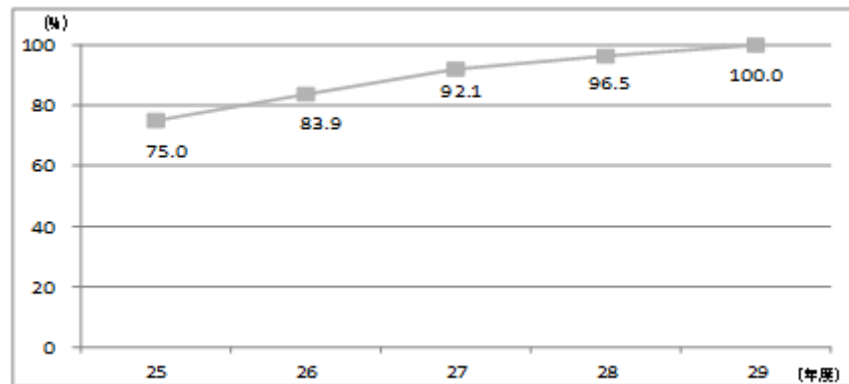
(参考)

◆指標 21 知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率



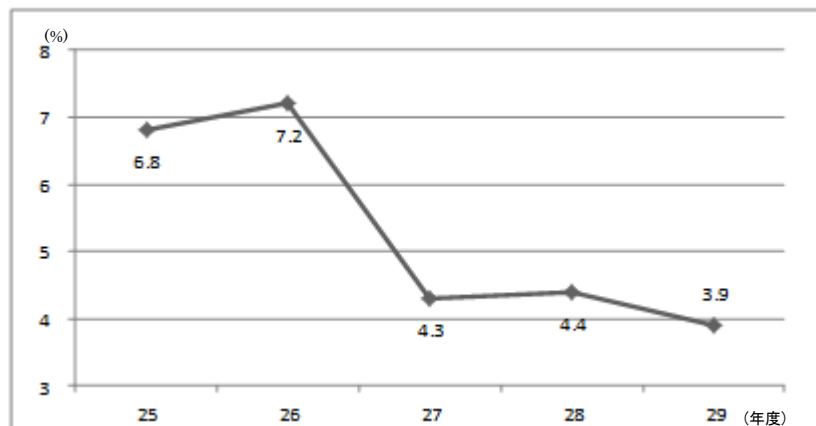
※府教育庁調べ及び文部科学省「学校基本調査」等
 ※H28年度全国平均は速報値

◆指標 23 小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合

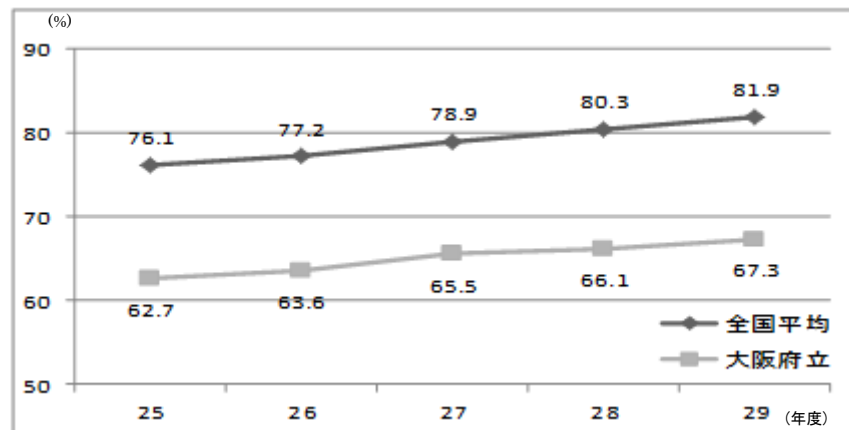


※府教育庁調べ

◆通学バスの乗車時間が片道 60 分を超える児童生徒の割合



◆特別支援学校教諭免許保有率



※府教育庁調べ ※調査日は各年5月1日現在

※「府立」には市立八尾特別支援学校を含む

※いずれの数値も「当該障がい種の免許保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障がい種)」、「他の障がい種の免許状保有者」、「自立教科等の免許状保有者(他障がい種)」を合わせた割合を示す。